

これまで日高判官館青年の家体育館として運営していた体育館が、令和7年7月より、新冠町体育施設「新冠町民判官館体育館」として運営することとなりましたのでお知らせいたします。

《 使用時間 》

○火曜日から土曜日まで 9:00～17:00 まで(12:00～13:00 は休憩時間)

※申請があった場合のみ 18:00～21:00 の使用も可

○祝日及び日曜日 9:00～17:00 まで(12:00～13:00 は休憩時間)

※熊の出没等によって、急きょ閉鎖となる可能性がありますので、予めご了承ください。

《 休館日 》

○毎週月曜日

○12月30日から翌年1月5日まで

《 使用料 》

(単位:円)

室名区分			時間	9時～13時		13時～18時		18時～21時	
				室料	管理料	室料	管理料	室料	管理料
団体	体育室	スポーツ活動に使用	A	400	100	600	100	900	100
			B	1,900	100	2,400	100	2,900	100
		D	4,000	100	4,500	100	7,600	100	
		目的外使用	C	5,000	100	6,000	100	8,100	100
			D	7,000	100	10,100	100	15,300	100
個人	体育室	町外	100						
<p>備考 1 Aは、新冠町に住所を有する団体が使用するとき。 2 Bは、新冠町に住所を有しない団体が使用するとき。 3 Cは、営利、収益、興行、収入に関しない使用の場合。 4 Dは、営利、収益、興行、収入に関する使用の場合。 5 暖房を使用する場合 使用料の3割増(個人利用を除く。) ただし、減免団体が、暖房を使用する場合、時間区分ごとに100円徴収する。 (第1号団体(町内少年団及び町内小中学校等)については、無料とする。) 6 時間区分を通しての使用料は、それぞれの基本使用料額の合計額とする。 7 個人利用の町内外の高校生以下及び障がい者は無料とする。</p>									

《 申 込 》

判官館体育館利用の方は、新冠町民スポーツセンターへお申し込みください。

【TEL】 0146-47-2106

—新冠町教育委員会—